

新居浜市 地域コミュニティ基本指針

—多様で豊かなコミュニティづくりに向けての協働のまちづくりの推進—

令和3年
新居浜市

目次

第1章 基本指針策定にあたって 2

- 1 背景
- 2 目的
- 3 位置付け

第2章 これまでの取り組みと課題 5

第3章 協働のまちづくりの考え方 6

- 1 協働のまちづくりの考え方
- 2 きょうどうのイメージ

第4章 コミュニティ再生に向けての今後の取り組み 8

- 1 地域コミュニティ
 - (1) 自治会
 - (2) 地域まちづくり組織（地域運営組織）
- 2 まち全体のコミュニティ、市民活動団体など

第5章 まちづくりの推進にあたって 22

- 1 協働のまちづくりの理解促進
- 2 幅広い多様な市民参画
- 3 地域の人材育成の推進
- 4 情報発信・共有
- 5 連携・ネットワーク
- 6 市民の力をまちづくりに活かすしくみづくり
- 7 職員の意識改革

第1章 基本指針策定にあたって

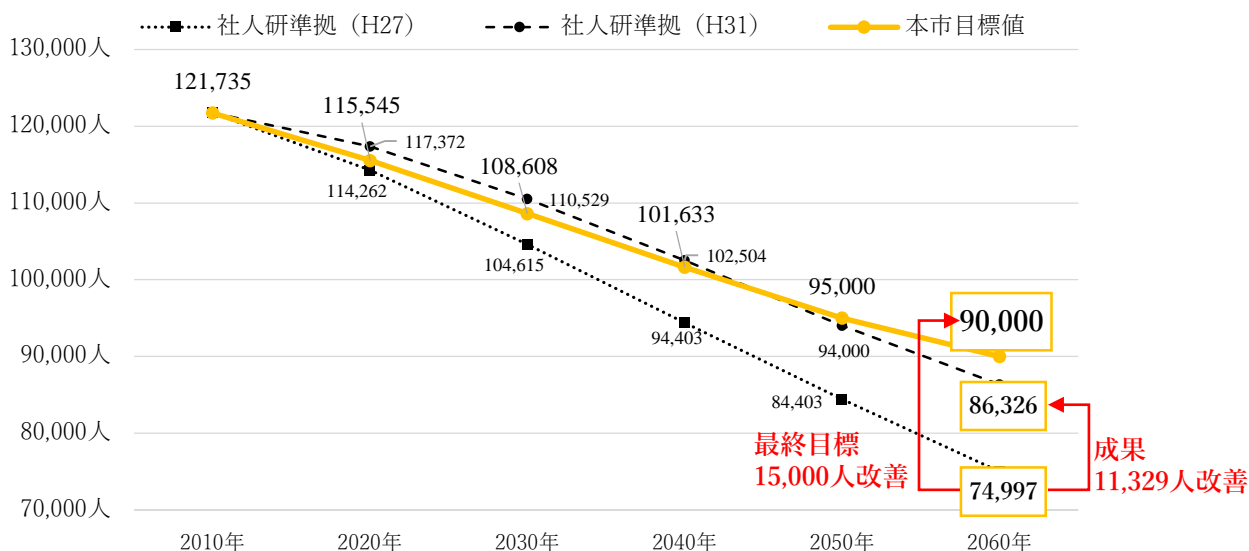
1 背景

地域を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少時代の到来、人々の価値観の多様化や単身世帯の増加など生活スタイルが大きく変化する中で、改めて安心・安全な地域コミュニティづくりへの関心が高まっています。

本市の総人口（国勢調査）の推移は、昭和55年（1980年）の132,339人をピークに、平成27年（2015年）は119,903人と減少の一途をたどっています。また、高齢者の割合は、30.8%と全国平均26.6%と比べ高くなっています。

2015年時点の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来人口推計では、本市の人口は、2060年には74,997人になるとされています。2019年時点では、人口減少幅は小さくなりましたが、今後、この推計のとおり推移すると市民生活に大きく影響を及ぼすことが推測されることから、人口減少、少子高齢社会に対応したまちづくりが求められています。

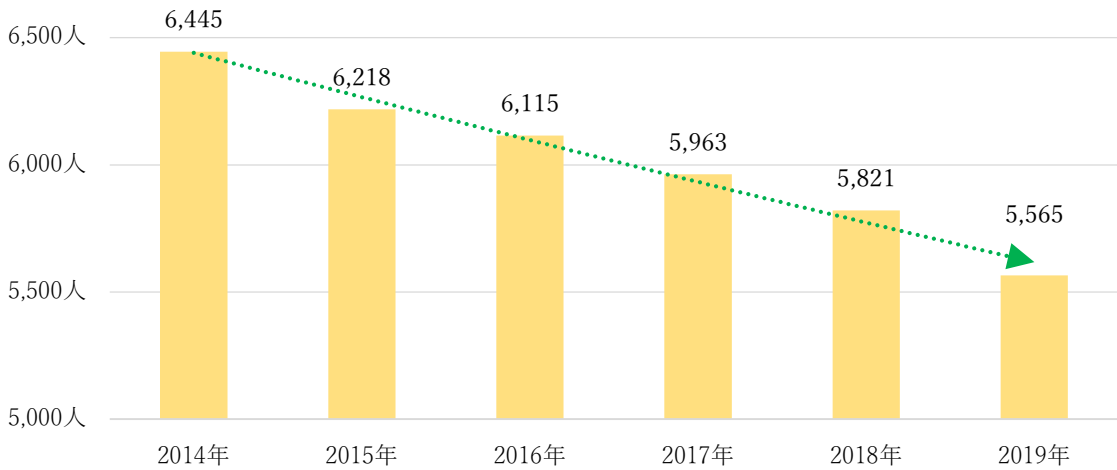
▶ 新居浜市における人口の将来展望



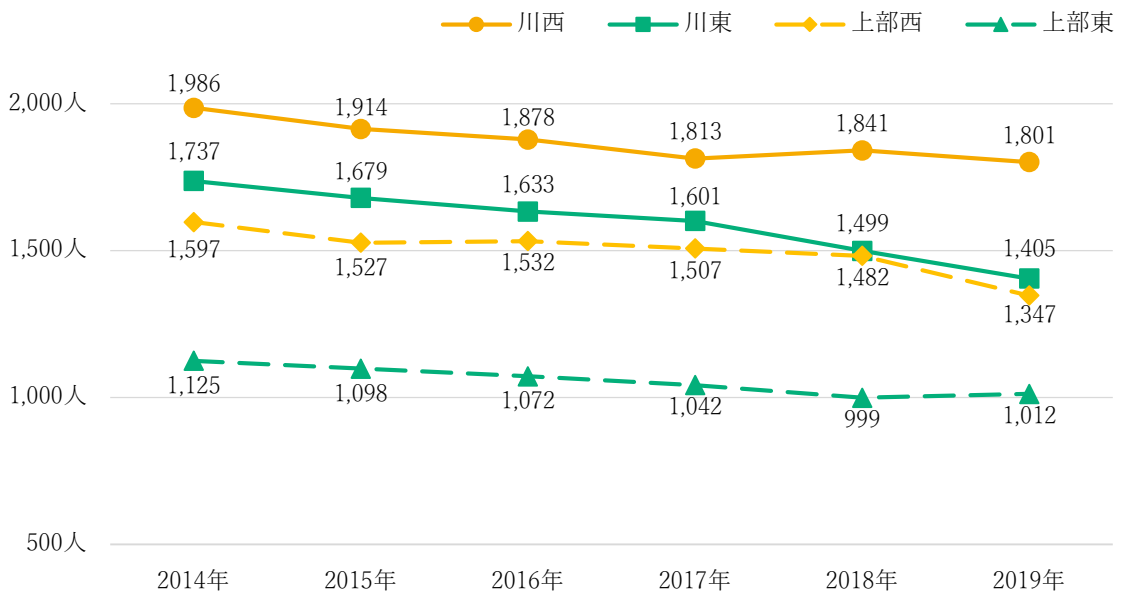
資料：第2期新居浜市総合戦略

市内の5歳以下の子どもの人口推移は次のとおりです。市内いずれの地域でも少子化が進んでいます。

▶ 新居浜市における子どもの人口推移（0～5歳合計）



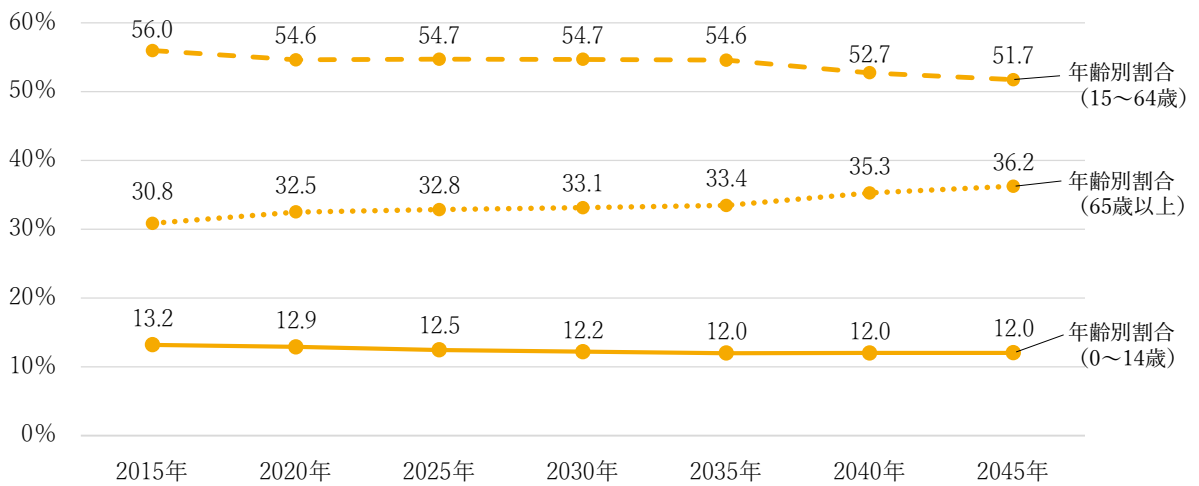
▶ 地区別子どもの人口推移（0～5歳合計）



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在、外国人を含む）

老年人口（65歳以上）が増加し、少子高齢化が進んでいきます。

▶ 新居浜市の年齢区分別割合予測



資料：平成30年社人研将来人口推計

2 目的

本市では、これまで様々なコミュニティ活性化策を実施してきましたが、今後も地域に住み続けるためには、共助を強化し、支え合い助け合う地域づくりとともに、地域のことを一番知っている地域住民自らが将来ビジョンを考え、自らが決定し、自らが実行する自己決定・自己責任の原則に基づく自治の実現が重要になってきます。そのため、従来の組織の枠を超えて、地域内の様々な分野の各種団体がより連携・協力し、補完し合える仕組みづくりが必要になっています。

この「地域コミュニティ基本指針」は、持続可能な暮らしを実現するため、本市がもつ地域の力が発揮できる環境を整え、市民と行政が協働して、地域の中で支え合い助け合う、時代に即したコミュニティを構築していくための共通の指針として策定するものです。

3 位置付け

新居浜市の最上位計画である第六次長期総合計画（令和3年度から令和12年度）は将来都市像を「－豊かな心で幸せつむぐ－人が輝くあかがねのまちにいはま」とし、この都市像の実現を図るため6つのまちづくりの目標を掲げています。本指針は、6つのまちづくり目標の一つである「人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり」の施策「地域コミュニティの充実」と「多様な主体による協働」の具体的な方向と取り組み内容を示すものです。また、令和2年度に策定した「第2期新居浜市総合戦略」にも本指針に関連した取り組みが掲載されています。

第2章 これまでの取り組みと課題

市のコミュニティ支援の歴史は古く、昭和40年頃のコミュニティ施設補助制度の創設に始まり、自治会館建設補助、防犯灯設置補助、防犯灯電気代補助などの自治会の活動支援を行ってきました。

その後、価値観や生活スタイルの変化により住民ニーズが多様化したことで、自治会などの地縁組織や市民団体と協働した取り組みが求められるようになり、平成15年にはアダプトプログラムの開始、平成16年には市民活動の推進に関する指針の策定、平成18年に中間支援組織として協働オフィス事業の開始、平成19年に協働事業市民提案制度を創設しました。

また、本市の公民館は、本来の社会教育事業に加え、平成21年から地域主導型公民館の導入、地域教育力向上事業の実施など地域住民と協働で地域づくりの充実に取り組んできました。

その後、少子高齢化の急速な進展や地域力の低下に対応するために、平成26年に地域コミュニティ再生交付金事業を創設し、自治会を中心に地域の各種団体が連携して地域課題解決の事業を進めています。

本市では、自治会と公民館を中心に、地域内の団体と協働、連携して、地域の魅力を高める活動や防災、環境、地域福祉などの分野で地域課題の解決に向けての事業に取り組んできました。しかしながら、人づきあいや帰属意識の希薄化が進み、自治会をはじめ既存団体の担い手不足、後継者不足が深刻化し、地域力の低下と相まって共助機能の低下、縮小が見られるようになっていきます。

今後も住み慣れた地域に暮らし続けるためには、支え合い、助け合いの地域の共助の役割が今一度大切になっています。また、多様化する地域課題に対応するために地域住民と行政、企業とが協働で解決していく仕組みづくりが必要になっています。

第3章 協働のまちづくりの考え方

1 協働のまちづくりの考え方

これまでの地域や市民団体は、地域で課題解決の事業に取り組んできましたが、より効果を高めるために、協働でまちづくりを進めることが大切です。

協働のまちづくりとは、

- 地域が抱える課題を解決するために、
- 行政、企業、市民団体等がお互いに対等な立場で、お互いの社会的役割や特性を理解し、
- お互いの資源（人、金、もの、情報）や能力を出し合うことにより、
- 住みやすい地域をつくるために活動することを通じて、
- 成果に対する相乗効果を生み出すこと

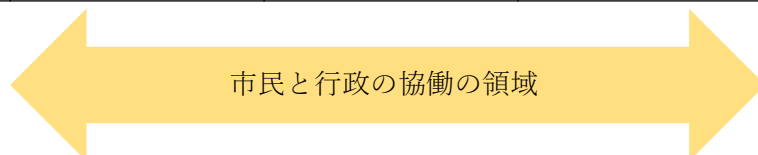
を云います。協働とはまちづくりの手段、進め方、関係性と云えます。

近年、地域課題やニーズが多様化し、行政サービスがすべてのニーズに応えることは難しくなっています。迅速かつ柔軟で個々に応じた対応ができる市民活動団体、企業と連携し、問題解決に向けて協働して取り組むことで、行政だけではできなかったきめ細かいサービスや問題解決に向けた新しい取り組みが期待できます。

協働のまちづくりを進めるためには、お互いを尊重しながら、共通の目的実現のために行動する必要があります。

▶ 協働の領域

(市民の領域)				(行政の領域)
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体のもとに協力して行う領域	市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域



2

きょうどうのイメージ

共同、協同、協働という言葉がありますが、立場・組織の属性面、活動のスタイル面、事業の目的面などから、次のように分類・整理するものとします。

	立場・組織	活動	目的	例
共同	同じ	同じ	同じ	自治会 ・ 共同体 ・ 共同利用
協同	異なる	同じ	同じ	地域まちづくり組織(地域運営組織) ・ 協同施設 ・ 協同組合
協働	異なる	異なる	同じ	・ 市民と行政 ・ 企業と行政 ・ 市民と企業

第4章 コミュニティ再生に向けての今後の取り組み

1 地域コミュニティ

(1) 自治会

これまでの
取組

昭和40年頃～	コミュニティ施設補助制度創設 (放送施設補助、自治会館建設補助)
昭和53年～平成9年	自治会対策補助(防犯活動、地域防犯福祉活動)
昭和55年～平成17年	自治会館建設補助(県地域環境整備事業)
平成2年～	防犯灯設置補助
平成6年～平成8年	広報板設置(各年55基)
平成10年～平成19年	防犯灯電気代補助 連自治会諸行事保険料補助
平成16年～	自治会館建設補助(宝くじ助成事業)
平成20年～	地域コミュニティ活動支援事業 (防犯灯電気代、広報活動、ごみ啓発)
平成23年～	自治会長さんのための便利帳発行
平成26年	防犯灯一括LED化
平成26年～	コミュニティ再生事業(防犯灯電気料金市負担)
令和2年～	自治会館耐震対策補助制度

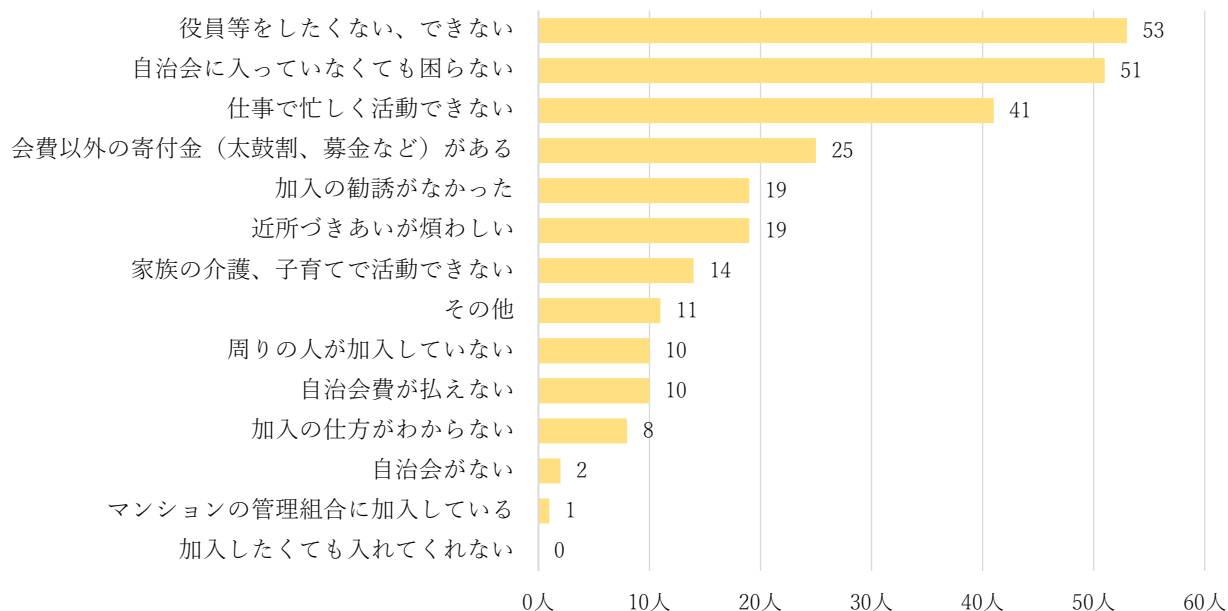
これまでの取り組みの総括

地縁組織である自治会は、古くから共有地の清掃や防犯、助け合い活動に取り組んできました。構成員が重ならないという特徴を持つことから、行政からの広報、回覧、文書や市政だよりの配布など多くの業務を自治会に依頼してきました。また、地域住民の多くを会員とする組織であることから、自治会館の建設や放送設備などのコミュニティ施設の整備に助成を続けてきました。

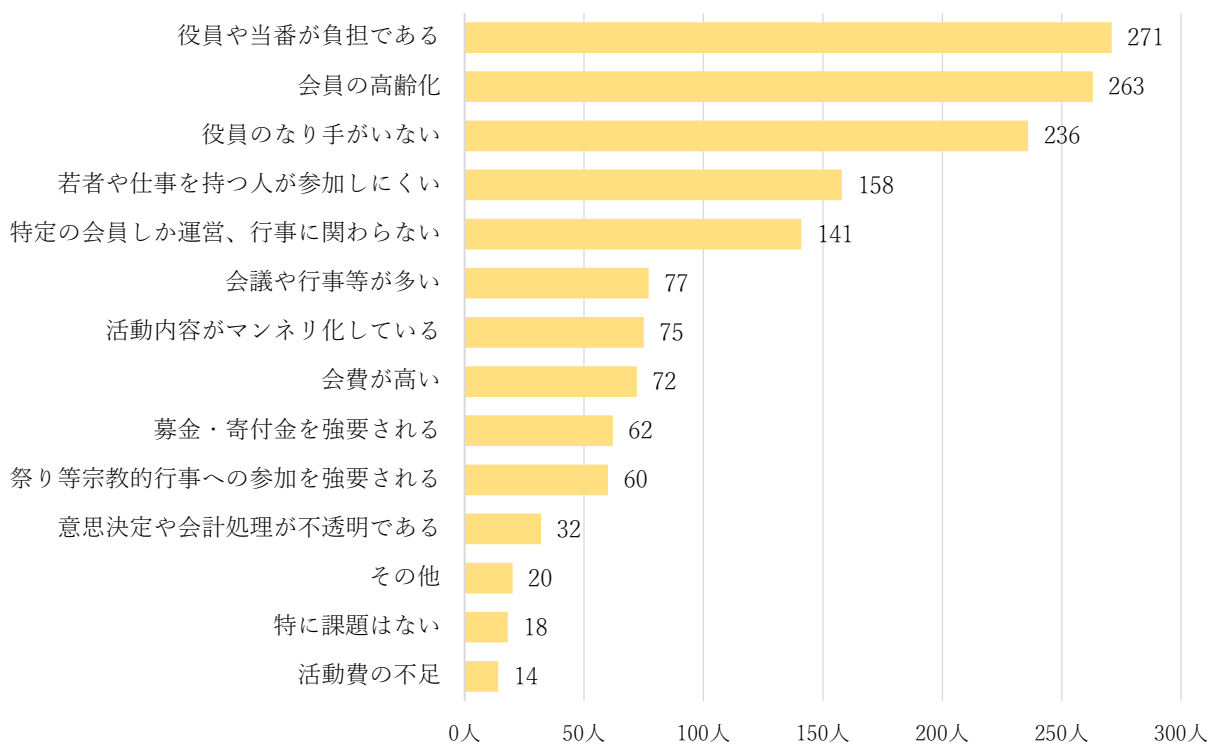
近年は、後継者不足や特に若い世代を中心に自治会離れが進んでいることから、防犯灯電気代の全額市負担や加入促進のパンフレット作成など自治会運営の財政支援や側面的な支援を行っています。最近の自治会加入率の減少は全国的な傾向であり、本市でも加入率の減少傾向が続いています。顔の見える身近な自治会は地域住民にとって見守りなどの助け合いやごみの問題、安全安心のまちづくりに欠かせない組織であり、今後も必要な財政支援を行うとともに、活動内容や役員の負担の見直しや運営の透明性などに取り組み、効果的で持続可能な組織運営を目指す必要があります。

自治会活動に関するアンケート調査（令和2年11月）

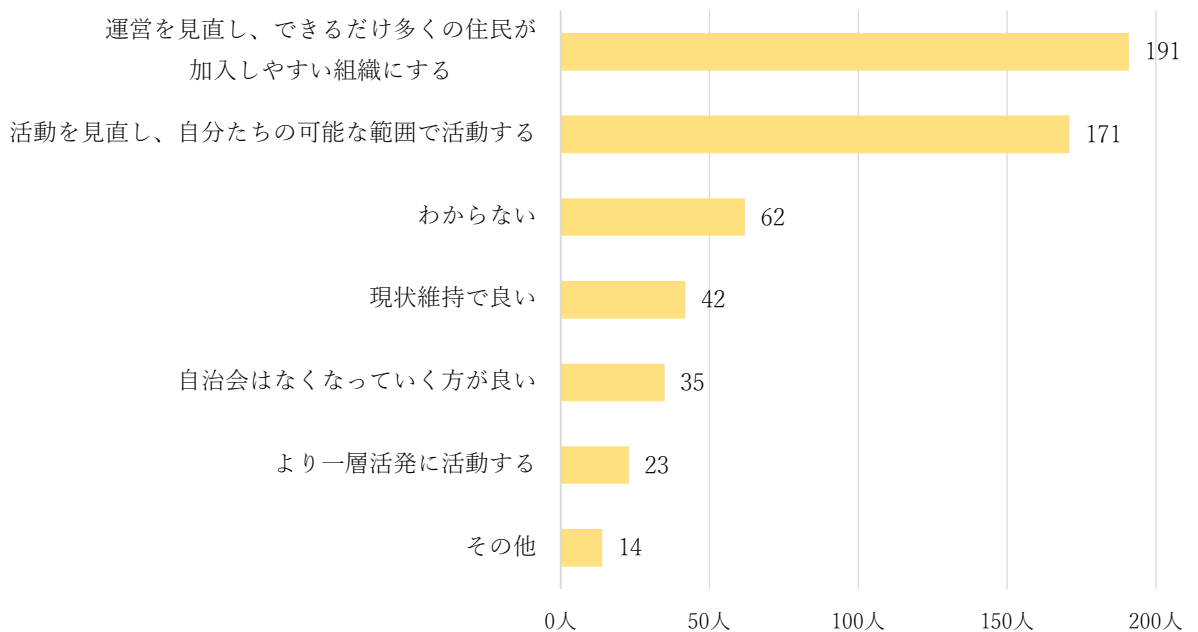
▶ 自治会に加入してない理由は何ですか



▶ 自治会活動の課題は何だと思いますか



▶ 自治会は今後どのようなになればよいと思いますか



自治会に加入していない理由で最も多いのは「役員等をしたくない、できない」で、次に多いのが、「自治会に入っていないなくても困らない」でした。

自治会活動の課題は何だと思えますかとの質問では、最も多いのが「役員や当番が負担である」で、次いで「会員の高齢化」「役員のなり手がいない」となっています。

自治会は今後どのようなになればよいと思えますかとの質問では、最も多いのが「運営を見直し、できるだけ多くの住民が加入しやすい組織にする」との回答で、次いで「活動を見直し、自分たちの可能な範囲で活動する」でした。

自治会活動の活性化のために、活動や運営の見直しが求められています。

課題

- ① 自治会加入率の減少、若者の自治会離れ、人づきあいの希薄化
- ② 役員等の負担感の増大、担い手不足
- ③ 働き方の多様化や新しい生活スタイルへの対応

『 生活の安心感を高める自治会づくり 』

これから担う役割

- ▶ 身近な防犯・防災などの安全・安心機能の充実
- ▶ ごみステーションの管理や地域清掃などの環境美化活動の推進
- ▶ 地域まちづくり組織（地域運営組織）の中心的な団体として地域課題の解決の支援

施策の展開

1 自治会活動の活性化

● 自治会の必要性の再認識

地域の見守り活動や自主防災組織の活動などの取組を進め、安全安心のまちづくりを進めます。また、地域に暮らす外国人の自治会加入の促進を図ります。

● 加入しやすい自治会運営の推進

自治会の活性化を図るために、だれでも加入できる運営体制づくりを進めます。また、企業等への自治会加入の働きかけを強化して加入促進を図ります。

● 行政からの依頼の見直し

市からの配布文書、依頼文書、配布内容を見直し、負担軽減の推進を図ります。

● 地域まちづくり組織（地域運営組織）の取り組みなど、新しいまちづくりへの参画と連携

2 役員等の負担軽減への取り組みの充実

高齢者等の会費や役員免除制度の充実、行事の見直し、事業や運営スタッフの確保等に取り組み、役員等の負担軽減を進めます。

3 信頼性の確保

自治会組織の透明で民主的な運営を図るとともに、会員への広報の充実と新しい時代に応じたICT活用等の検討を進めます。

(2) 地域まちづくり組織（地域運営組織）

これまでの
取組

昭和37年～平成3年	中央公民館設置
平成3年～	生涯学習センター設置
平成20年～平成25年	魅力ある地域コミュニティ創生事業
平成21年～	地域主導型公民館導入 地域教育力向上事業の創設
平成26年～	コミュニティ活性化事業創設
平成28年～	一般コミュニティ助成事業（自治総合センター）
平成31年～	市内全小・中学校でコミュニティスクール導入
平成31年～	コミュニティ支援員制度の開始

これまでの取り組みの総括

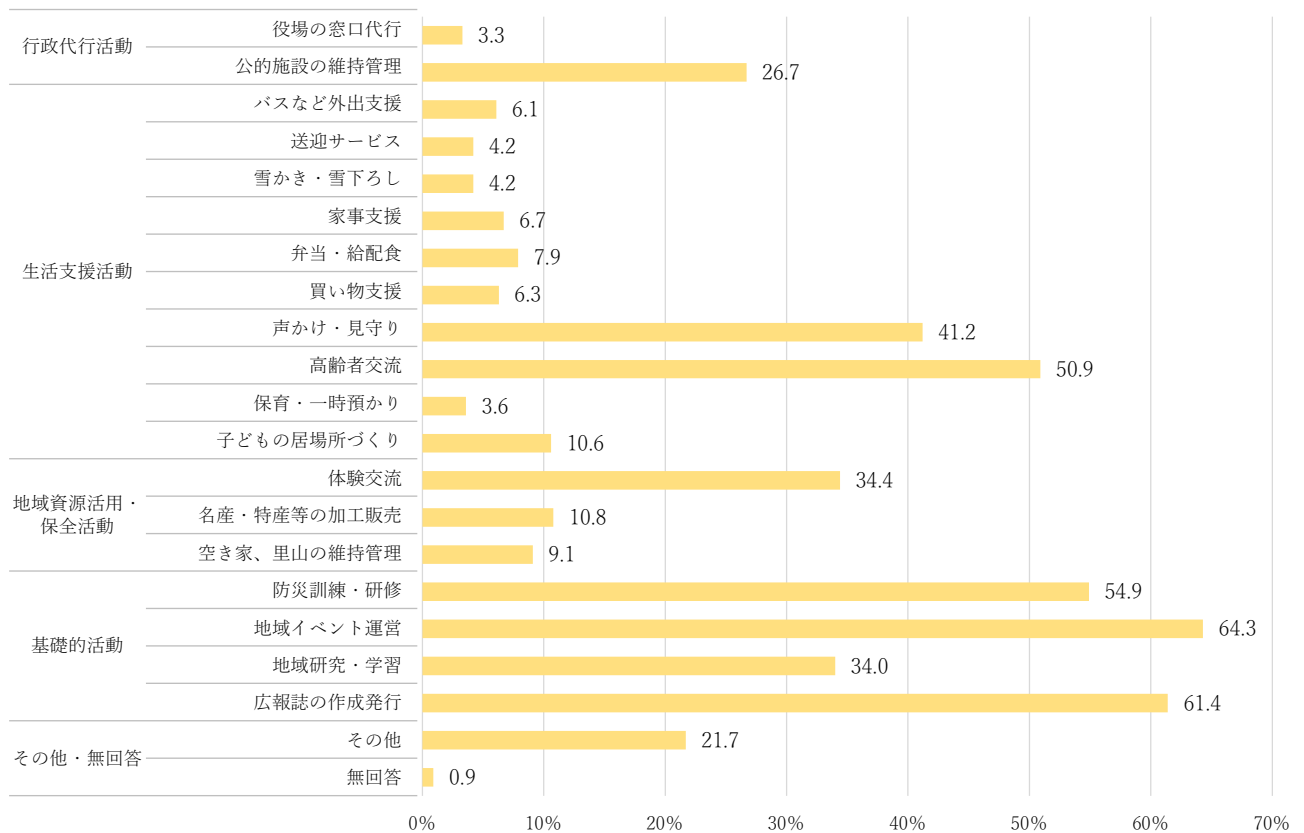
本市では、1つの小学校区（旧校区を含む。）に、1つの公民館、1つの校区連合自治会が存在してきたことから、校区コミュニティの結束が強く、古くから自治会や公民館、地域の団体が連携して地域のまちづくりや課題解決の事業に取り組み、地域への愛着や誇り、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成が進んできました。

少子高齢化の著しい進展とともに地域を取り巻く環境は変化し、価値観の多様化や個の主張やニーズが尊重されるようになり、地域の課題は一気に多種多様化している現状があります。防犯や防災、地域福祉、子育て支援などの分野では、課題解決のためにこれまで以上に地域の各種の団体が強固なネットワークを組むとともに専門的知識をもった団体との連携など地域のまちづくりを総合的、包括的に進める仕組みづくりを目指す必要があります。

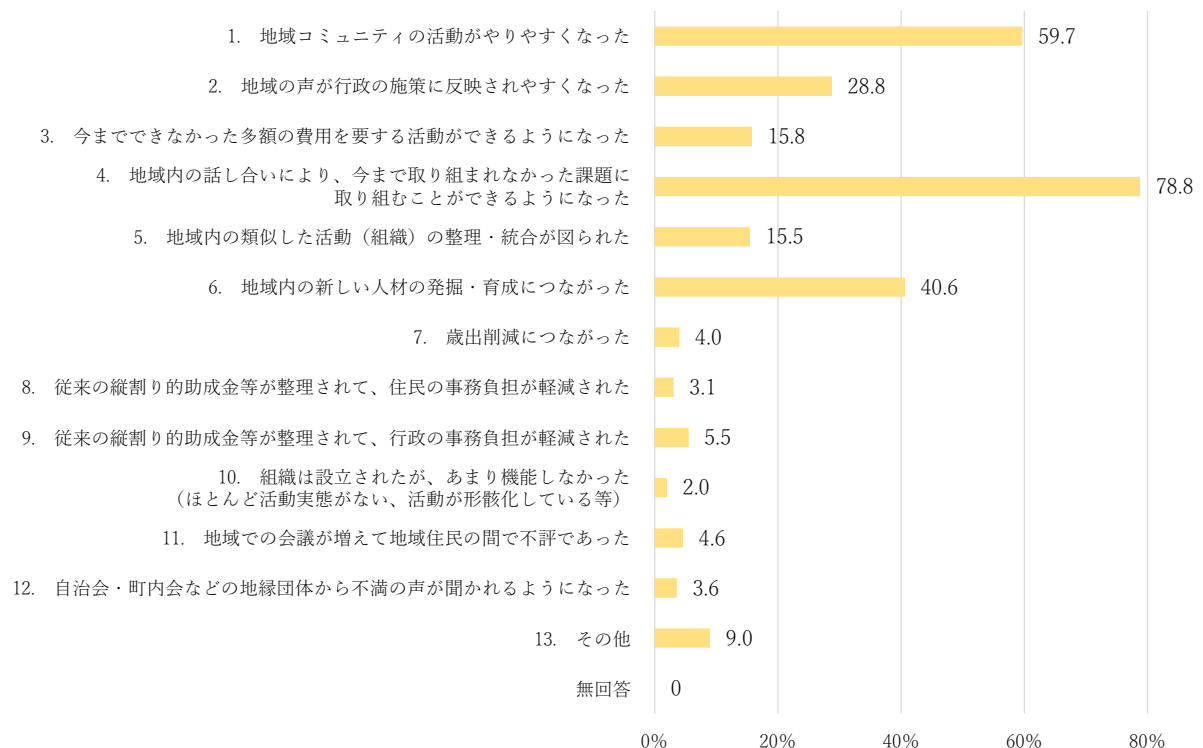
また平成30年、中央教育審議会がとりまとめた答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の中で、公民館については、地域課題解決型の学びと活動の拠点となる方向性が示されたことにより、今後は地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する拠点として、社会教育の部門だけではなく、幅広い分野の課題解決のために、公民館の機能拡大が求められています。

総務省「令和元年度地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査」

◆ 活動の内容



◆ 地域運営組織設置に対する評価



令和元年度に総務省が実施した「地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」によると、令和元年度の組織数は全国で5,236組織あり、前年度から499組織（9.4%）増加しています。また、地域運営組織が形成されている市区町村は742市区町村あり、前年から31市区町村（4.4%）増加しています。

地域運営組織の活動としては、「地域イベント運営」が最も多く（64.3%）、「広報誌の作成発行」（61.4%）、「防災訓練・研修」（54.9%）、「高齢者交流」（50.9%）、「声かけ・見守り」（41.2%）の順に多くなっています。

地域運営組織を設置したことに対する行政側の評価としては、「地域内での話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった」が最も多く（78.8%）、次いで「地域コミュニティ活動がやりやすくなった」（59.7%）の順となっています。地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成された、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織の設立が求められています。

課題

- ① 事業参加者の固定化、各団体の後継者不足、帰属意識の希薄化、ネットワーク不足
- ② 事業の固定化、住民ニーズの多様化、地域課題の増加
- ③ 公民館の機能充実への対応、地域のまちづくり拠点の強化、人づくりの推進

『 支え合い 助け合う 地域コミュニティづくり 』 ～ 地域のことは地域で決める 地域で取り組む ～

これから担う役割

- ▶ 地域の事務局機能、地域を代表する位置づけ
- ▶ 地域住民の協議の場の提供
- ▶ 地域の課題解決のための事業の推進
- ▶ 地区防災計画の策定など防災の推進
- ▶ 地域情報の共有（地域だよりやホームページの作成）
- ▶ 夏祭りや住民運動会などの地域行事の実施

施策の展開

1 地域まちづくり組織（地域運営組織）の形成

持続可能な暮らしを実現するため、地域内の様々な団体が連携・協力して、地域を良く知る住民が中心となって、地域課題の解決に向けた取り組みを進める地域まちづくり組織（地域運営組織）の設立を進めます。

2 地域まちづくり計画（ビジョン）の策定

地域の資源や要望、ニーズを把握し、住民の参画による「地域まちづくり計画（ビジョン）」をそれぞれの地域で策定し、ビジョンに基づいた地域づくりを計画的に実施し、地域の特徴を生かしたまちづくりを進めます。

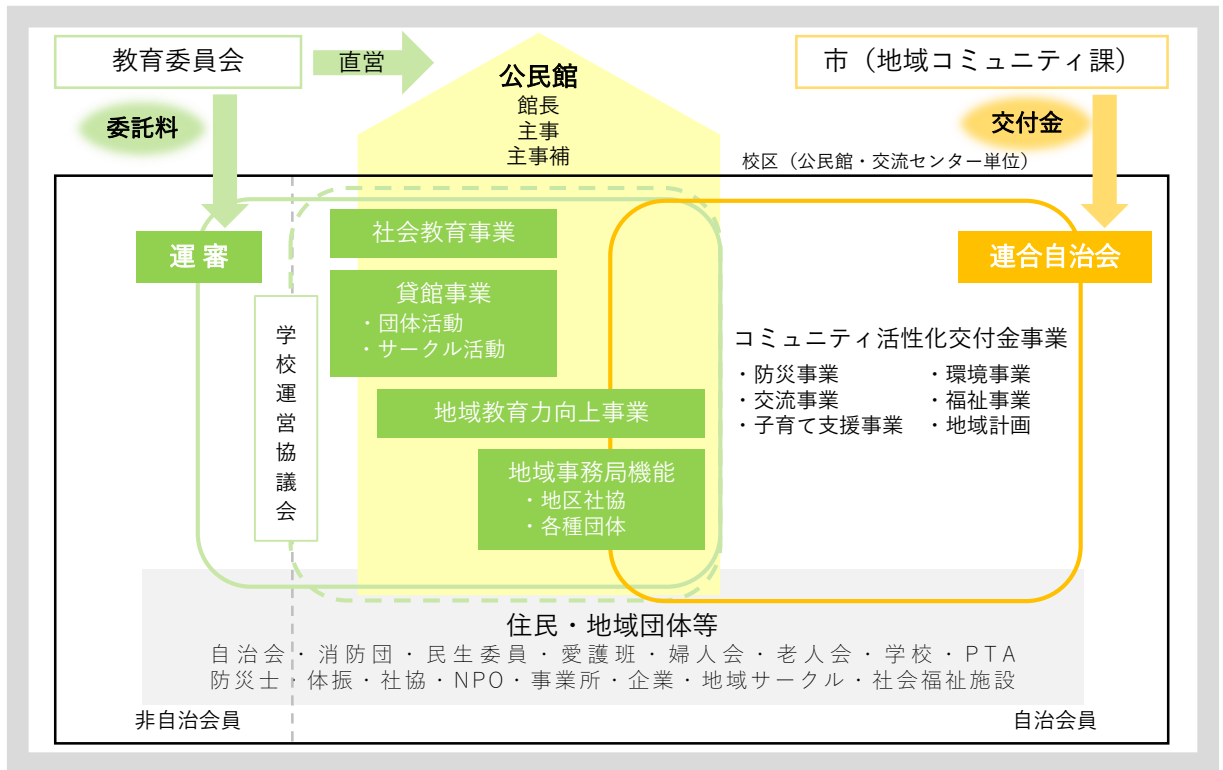
3 公民館の（仮称）コミュニティセンター化

多様な地域課題の解決と地域の人づくりを進めるために、公民館、交流センターを教育委員会から（仮称）コミュニティセンターとして市長部局へ移管し、地域のまちづくりと生涯学習の拠点として、機能充実とさらなる住民の利用促進を図ります。

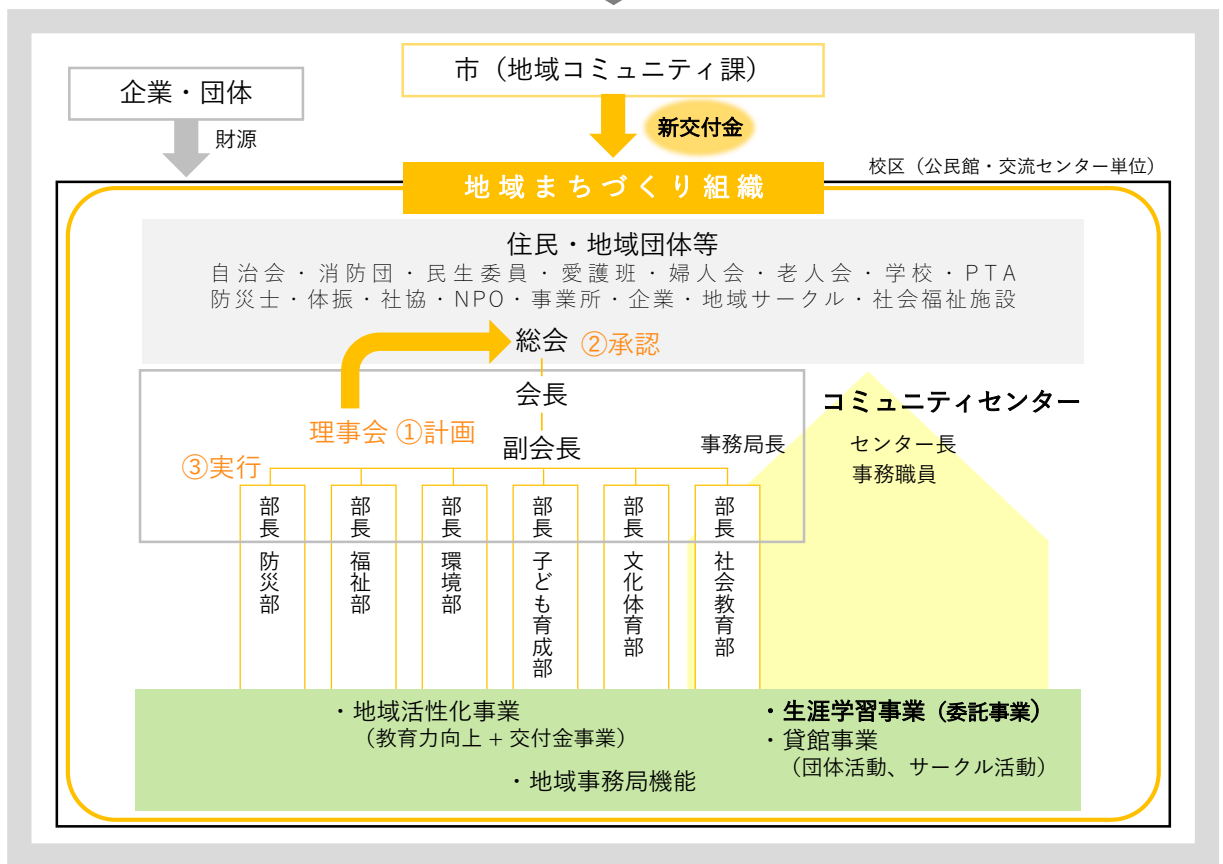
4 モデル事業の取り組み

モデル事業を進め、モデル地区による取組状況やモデル地区での検討から見えてくる課題を改善し、そのプロセスや成果を公開し、市内の全ての地区への展開を目指します。

▶ 地域まちづくり組織（地域運営組織）と活動拠点のイメージ



公民館 = 社会教育施設（教育委員会所管）



コミュニティセンター = まちづくり・地域活動の拠点 + 生涯学習機能（市長部局所管）

平成 9年	9月	生涯学習都市宣言を行う
平成10年	5月	新居浜市生涯学習推進本部を設置
平成10年	10月	新居浜市出前講座事業を開始
平成13年	10月	新居浜市審議会等の委員公募に関する要綱を制定
平成15年	6月	みんなで考えみんなで行動する元気なまちづくり市民会議の設置
平成15年	9月	公共施設愛護事業（アダプトプログラム）の開始
平成16年	2月	市民活動の推進に関する指針の策定
平成18年	7月	新居浜市まちづくり協働オフィス事業開始
平成19年		協働事業市民提案制度を創設
平成19年～平成29年		協働事業市民提案事業の実施
平成19年	3月	協働事業推進のためのガイドラインを作成
平成19年	7月	新居浜市協働事業推進委員会を設置
平成23年	3月	協働事業推進のためのガイドラインの改訂
		第5次長期総合計画において、自立協働の理念が定められる
平成23年	4月	生涯学習推進本部を廃止し、協働推進体制を整備
平成29年	4月	新居浜市まちづくり協働オフィス運営協議会方式での運営開始

これまでの取り組みの総括

これまで協働の推進にあたり、「市民活動の推進に関する指針」「協働事業推進のためのガイドライン」等により、協働の基本原則や市民活動推進のための具体的な施策について整理するとともに、庁内における協働環境の整備を進め、新居浜市まちづくり協働オフィス事業や協働事業市民提案事業の実施により、市民との協働事業を進めてきました。

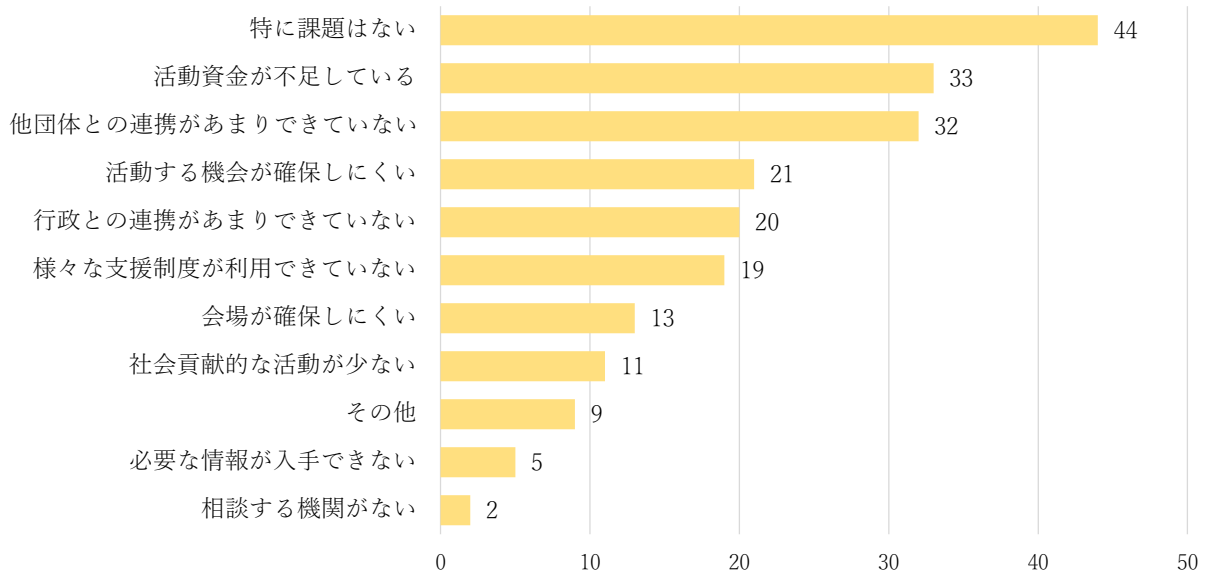
新たな市民活動団体が設立される一方で、既存団体では役員の固定化、会員の減少による活動の停滞がみられるなどの課題を抱えています。市民活動に参加する市民を増やすきっかけづくりや生きがいとなる活動の創出、活動しやすい体制づくりに取り組む必要があります。

市民が多様な価値観を持ち、ニーズも多様化している現在、地域課題解決のために活動の活性化とさらなる協働を進める必要があります。

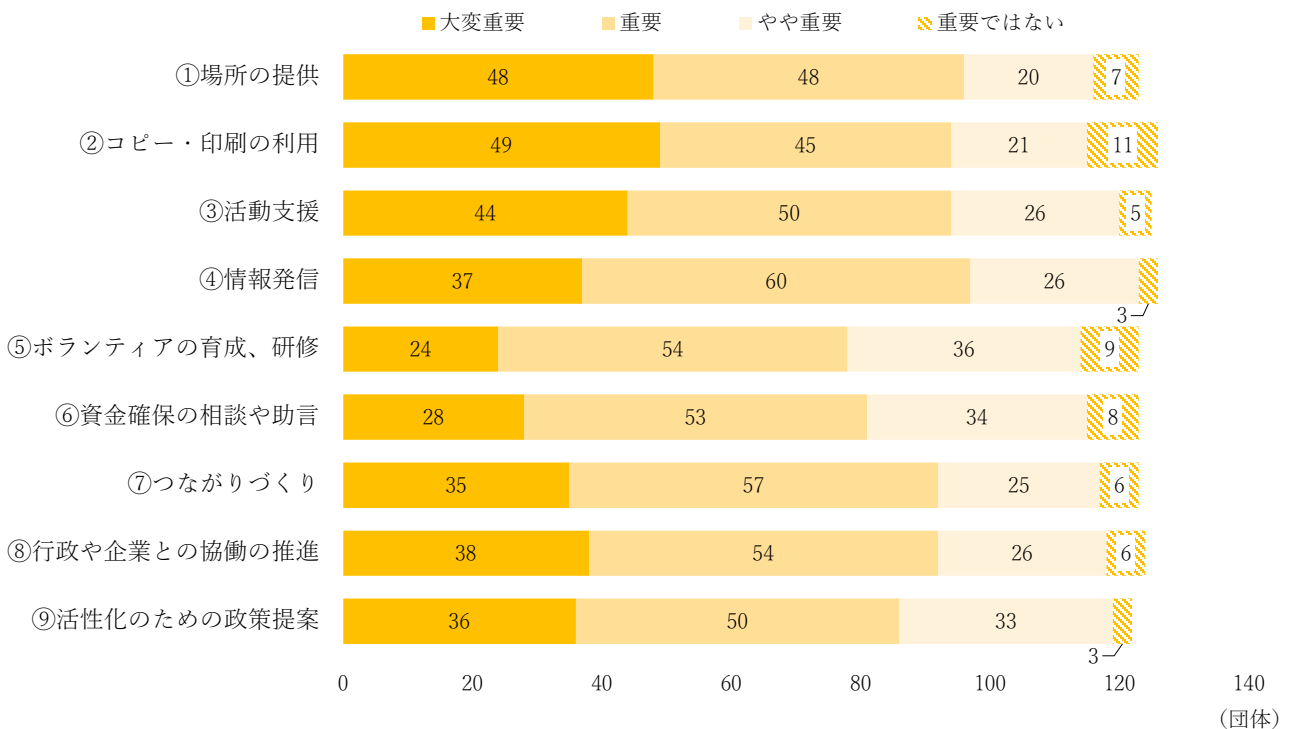
新居浜市まちづくり協働オフィスに関するアンケート調査

(令和2年6月実施 対象登録団体数217 回答団体数130)

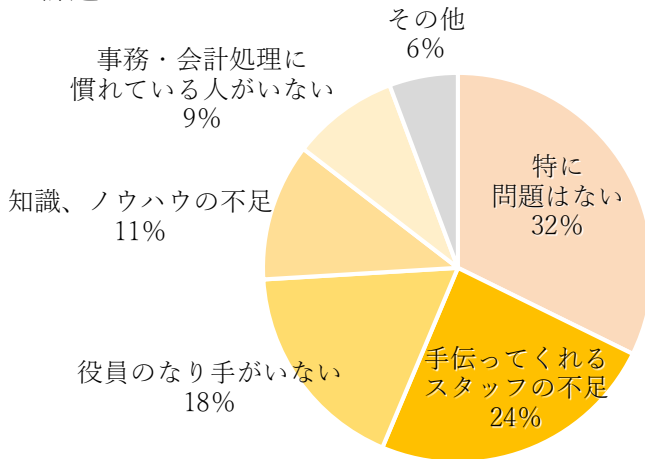
▶ 運営に関する課題について



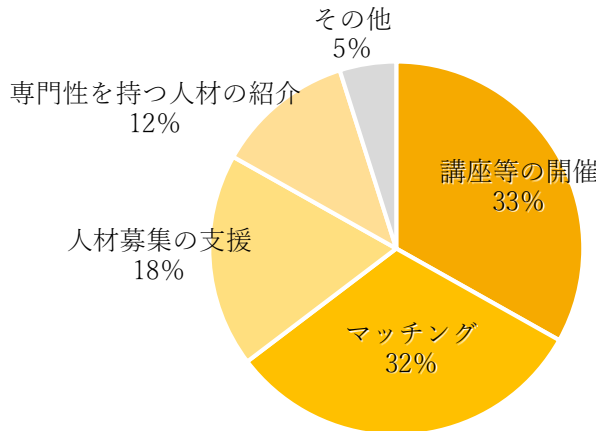
▶ まちづくり協働オフィスが果たす役割について (項目別重要度)



▶ 人材に関する課題



▶ 市民活動の人材育成・確保について、希望する支援



令和2年度に新居浜市まちづくり協働オフィスが登録団体を対象に実施した「新居浜市まちづくり協働オフィスに関するアンケート調査」によると、運営に関して、「活動資金が不足している」（33団体）、「他団体との連携があまりできていない」（32団体）、「活動する機会が確保しにくい」（21団体）、「行政との連携があまりできていない」（20団体）、「様々な支援制度が利用できていない」（19団体）の順に課題が上がっています。また、中間支援組織である新居浜市まちづくり協働オフィスが果たす役割について、大変重要・重要・やや重要と回答があった項目は多い順に「情報発信」（123団体）、「活動支援」（120団体）、「活性化のための政策提案」（119団体）、「行政や企業との協働の推進」（118団体）、「つながりづくり」（117団体）となっています。

さらに、人材に関して多くの団体がスタッフや役員のなり手不足や専門知識不足を感じており、講座開催や団体と参加者とのマッチング、人材募集での支援を求める声が上がっています。

これらのことから、市民活動を推進するためには、団体間のマッチング、行政や企業との協働推進、情報提供や活動支援、活動のきっかけづくり、人材づくりに力を入れていく必要があることが分かります。

課題

- ① NPOや市民活動団体の活性化、資金や活動人員の確保、社会的信用の確保
- ② 中間支援組織の機能強化、団体・企業・行政との連携の強化
- ③ 社会貢献活動の関心の高まり及びボランティア活動の促進

まち全体のコミュニティの今後の方向性

『 まちづくりを担う人づくりと 新しい生活サービスの創出による住みやすいまちづくり 』

これから担う役割

- ▶ 社会貢献活動への参画促進と地域のまちづくりを担う人材の育成
- ▶ 専門性や先駆性を活かした新たなサービスの創出
- ▶ ホームページやSNSを活用した積極的なまちづくりの情報発信
- ▶ 地域づくりのプラットフォームとしての機能（行政・企業・市民活動のつなぎ役）
- ▶ 行政や企業との協働による公益的なサービスの担い手

施策の展開

1 市民活動団体の活性化

● 団体の認知度や社会的信用の確保

まちづくり協働オフィスのホームページやfacebookなどのSNSを活用して、市民活動団体の情報をタイムリーにかつ効果的に情報発信して活動の充実を図ります。また、市民団体や企業などが連携できるきっかけや場づくりを進め、地域課題解決への協働関係の強化を図ります。

● 企業との連携に向けた取り組みと資金の確保

企業の専門的強みを引き出し、企業と市民活動団体との連携を進めるとともに、各種の助成金情報の情報収集、提供などの取り組みを進めます。また、会費や事業による収入などの自主財源の確保の取り組みを進めます。

● 団体活動力の強化と人材の育成

市民活動に参加する市民を増やすとともに、マネジメントやコーディネート、ファシリテーター養成などの研修の開催により、団体活動力の強化と人材育成の取り組みを進めます。

2

中間支援組織の機能強化、団体・企業・行政との連携の強化

資金やニーズ、人材を効果的に市民活動団体につなげていくために、その役割を担う中間支援組織の機能強化を図り、団体間や企業、行政との連携を進めていきます。また、他の中間組織との連携を強化し、情報や人材等の共有を図ります。

※ 中間支援組織とは、NPO・民間団体等の様々な主体から相談を受け、様々な活動のコーディネートを行うことで、民間団体の活動を支援している組織です。異なる多様な主体をつないだり、活動を社会全体につないだりする働きをしています。新居浜市には中間支援組織として、新居浜市まちづくり協働オフィスと新居浜市ボランティア市民活動センターがあり、市内のNPOや市民活動団体のネットワークの中心を担っています。

3

ボランティア活動の推進

ボランティア活動の推進により、市民に社会貢献活動への参加を促し、市民が地域への愛着を持ちながら地域課題を自らの問題として捉え解決していくことにつながります。したい人・してほしい人をつなげ、活動へのきっかけやはげみになるボランティアを推奨するしくみづくりの構築を進めます。

第5章 まちづくりの推進にあたって

1 協働のまちづくりの理解促進

協働のまちづくりは、地域コミュニティや市民活動団体等と行政との協力・連携の上に成り立つという意識を常を持つことが大切です。お互いの強みを生かしながら、目的や目標に向かって、コミュニケーションをとりながら進めていくことが重要になります。

2 幅広い多様な市民参画

協働のまちづくりを進めるには、市民一人ひとりの自発的な関わりを促し、尊重し、「まちづくりの担い手である」という意識を高める場や仕組みづくりが必要になります。まちづくりのきっかけづくりや誰もが参加しやすい取り組みを進める必要があります。

3 地域の人材育成の推進

まちづくりは人づくりと言われます。まちづくりにかかわる学びや活動を通じて、だれもがまちづくりの主人公として、地域で孤立することなく豊かにくらしていけるコミュニティづくりが大切です。

4 情報発信・共有

市民活動団体等と行政が多くのネットワークでつながりを持ち、地域の特色や課題を共有することが必要です。そのために、お互いが情報を相互発信するために様々なチャンネルを準備することが大切です。

5 連携・ネットワーク

地域課題が多様化、複雑化する中で、その解決に向けて地域の様々な団体とネットワークを強化し、情報を共有しながら取り組みを進めることが重要になります。

6 市民の力をまちづくりに活かすしくみづくり

市民の意欲と創意をまちづくりに活かすため、多様な人材が活躍できるしくみや、市民や市民活動団体等のアイデアを取り入れるしくみづくりが必要です。

7 職員の意識改革

市民と行政が協働でまちづくりを行っていくために、職員の地域活動への理解を深め、参加を促進するとともに、職員も地域住民の一人であり、地域づくりに積極的にかかわるよう職員の意識改革を図る必要があります。